

新旧対照表

○生活保護法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に長に委任する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>を支給すること。</p> <p>(14)～(27) (略)</p> <p>(28) 法第78条第3項の規定により就労自立給付金費又は<u>進学・就職準備給付金費</u>を徴収し、及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。</p> <p>(29)～(31) (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に長に委任する。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金</u>を支給すること。</p> <p>(14)～(27) (略)</p> <p>(28) 法第78条第3項の規定により就労自立給付金費又は<u>進学準備給付金費</u>を徴収し、及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収すること。</p> <p>(29)～(31) (略)</p>